

特定非営利活動法人犬山あんきにくらそう会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という）は、特定非営利活動法人犬山あんきにくらそう会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を愛知県犬山市大字今井字畑中46番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、助け合いの精神に基づき、高齢者、障害者、子どもたちが共に安心して暮らすために、住みなれた地域でだれもが看護、介護、保育が受けられる環境を作り、もって少子高齢社会の医療又は福祉の増進に寄与し、高齢者と障害者や子どもたちとの共生をめざし、社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険制度に関する事業
 - ① 地域密着型サービス
 - ② 地域密着型介護予防サービス
 - ③ 居宅サービス
 - ④ 居宅介護支援
 - ⑤ 介護予防サービス
- (2) 支援費制度に関する事業
- (3) 在宅福祉サービスに関する事業
 - ① 宅老所の事業
 - ② 育児サービス
 - ③ 移送サービス
 - ④ 給食・配食サービス
 - ⑤ 在宅福祉に関する交流
 - ⑥ 在宅福祉に関する調査・研修・啓発
 - ⑦ 在宅福祉に関する広報

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的を理解し、賛同して入会した個人及び団体
- (2) 利用会員 本会の目的に賛同して入会し、利用又は支援する個人及び団体
- (3) 賛助会員 本会の目的を理解し、事業を財政的に支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱退届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を代表、2人を副代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなら

ない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者数又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 削除

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を構じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、中日新聞に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代 表 村田 恵子
副代表 黒田 伊久子
副代表 水野 正光
理 事 浅井 晴美
理 事 奥村 貞夫
理 事 奥村 庄市
理 事 志知 明子
理 事 鈴木 多賀子
理 事 安田 昌子
監 事 鈴木 善道
監 事 久保田 カヨ子
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	個 人		団 体	
	入会金	年会費	入会金	年会費
	円	1 口 円	円	1 口 円
正会員	1,000	10,000	1,000	10,000
利用会員	なし	3,000	なし	10,000
賛助会員	1,000	1 口 10,000	1,000	1 口 10,000

但し、すでに任意団体犬山あんきにくらそう会に入会金、年会費を納入した者については、本会の入会金、及び設立初年度の年会費を免除する。

- 7 平成 13 年度より、入会金及び会費は次に掲げる額とする。(平成 13 年 5 月 20 日総会承認)

	個人		団体	
	入会金	年会費	入会金	年会費
	円	1 口 円	円	1 口 円
正会員	10,000	2,000	10,000	2,000
利用会員	なし	3,000	なし	10,000
賛助会員	10,000	1 口 2,000	10,000	1 口 2,000

- 8 平成 16 年 4 月 23 日より定款第 3 条(目的)、第 4 条(特定非営利活動の種類)、第 5 条(事業)、第 49 条(事業年度)の変更をする。(平成 15 年 12 月 23 日臨時総会承認)

- 9 平成 18 年 9 月 4 日よりの介護保険法改正により定款第 5 条(事業名)の変更をする。

- 10 平成 25 年度より、入会金及び会費は次に掲げる額とする。(平成 24 年 11 月 23 日総会承認)

	個人		団体	
	入会金	年会費	入会金	年会費
	円	1 口 円	円	1 口 円
正会員	10,000	3,000	10,000	3,000
利用会員	なし	4,000	なし	10,000
賛助会員	10,000	1 口 3,000	10,000	1 口 3,000

- 11 この定款は、平成 24 年 11 月 23 日から施行する。

- 12 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成 25 年 3 月 22 日)から施行する。

- 13 平成 28 年度より、入会金および会費は次に掲げる額とする。(平成 28 年 11 月 23 日総会承認)

	個人		団体	
	入会金	年会費	入会金	年会費
	円	1 口 円	円	1 口 円
正会員	1,000	3,000	1,000	3,000
利用会員	なし	4,000	なし	10,000
賛助会員	1,000	1 口 3,000	1,000	1 口 3,000

- 14 この定款は、平成 28 年 11 月 23 日から施行する。
- 15 この定款は、愛知県知事の承認を受けた日（平成 29 年 2 月 24 日）から施行する。
- 16 この定款は、平成 29 年 11 月 23 日から施行する。
- 17 この定款は、平成 30 年 11 月 23 日から施行する。